

令和 7 年 8 月 29 日 開会

令和 7 年 8 月 29 日 閉会

鳥栖地区広域市町村圏組合議会

令和 7 年 8 月 定例会 会議録

鳥栖地区広域市町村圏組合

1 出席議員氏名

議長 松隈清之

副議長 末次明

議員 成富牧男

議員 橋口伸一郎

議員 和田晴美

議員 田村弘子

議員 牧瀬昭子

議員 佐々木教雄

議員 平野達矢

議員 目野さとみ

議員 武田光邦

議員 大川隆城

議員 寺崎太彦

2 欠席議員氏名

3 地方自治法第121条による説明職員氏名

管理者	向 門 慶 人
副管理者	松 田 一 也
副管理者	武 廣 勇 平
事務局長兼総務課長	大 石 泰 之
介護保険課長	森 岡 敬 晶
総務課長補佐兼収納対策室長 兼介護保険料係長	石 井 哲 也
介護保険課長補佐兼地域支援係長	鮎 川 夕 力 子
認定係長	重 松 聰
給付係長	永 井 英 子
総務係長	城 島 直 也

4 議事日程

日程番号	議案番号	件名	摘要
1		会期決定	
2		会議録署名議員指名	
3		副議長の選挙	
4		諸報告	
5		管理者提案理由説明	
6	8	鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任について（関係市町の副市町長のうちから選任）	提案理由説明 質疑討論採択
7	9	鳥栖地区広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例	"
8	10	令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	"
9	11	令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	"
10	12	令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定	"
11	13	令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定	"
12	14	鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	"
13	15	鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	"

(15:05開会)

松隈議長

本日、鳥栖地区広域市町村圏組合告示第849号におきまして、本組合の定例会が招集されました。

ただいまの出席議員は13名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

日程に入ります前に、新しく組合議員になられました方を紹介させていただきます。

基山町から令和7年4月23日付けで選出され、組合議員に就任されました、末次明議員、佐々木教雄議員です。

ご挨拶をお願いいたします。

末次議員

4月23日から、基山町議会議長に就任し、同時に、鳥栖地区広域市町村圏組合の議員となりました末次明でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

佐々木議員

基山町の佐々木教雄と申します。

この鳥栖地区広域市町村圏組合、私も、なかなか勉強不足ですけども、非常に興味のあるところでございますので、しっかり勉強させていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

松隈議長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1、会期の件を議題といたします。

会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

松隈議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第94条の規定により、議長において、和田晴美議員並びに寺崎太彦議員を指名いたします。

松隈議長

本年4月23日に大川隆城議員より、副議長の辞職願が提出されましたので、受理しましたことをご報告いたします。

よって、日程第3、副議長選挙を行います。

副議長の選挙方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

それでは、指名推選をお願いいたします。

平野議員

議長。

松隈議長

平野議員。

平野議員

副議長の推選をさせていただきます。

これまで本組合の副議長は、三養基郡議長会会長が務められておりますので、基山町議会議長の末次明議員を推選したいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

松隈議長

只今、副議長の選挙につきまして、平野議員から末次明議員を推選されましたが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、末次明議員が副議長に当選されました。

只今副議長に当選されました末次明議員が本席におられますので、告知いたします。

副議長就任の承認とあいさつをお願いします。

末次副議長

ただいま、皆様より、指名推選ということで、副議長職を仰せつかりました。

心より感謝を申し上げ、謹んでお受けいたします。

これから副議長として、誠心誠意努めていく所存でございますので、皆様方のご協力並びにご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任の挨拶といたします。

よろしくお願いいいたします。

松隈議長

おめでとうございました。

よろしくお願いいいたします。

松隈議長

日程第4、諸報告につきましては、事前に配付いたしておりますので、報告にかえさせていただきます。

松隈議長

日程第5、管理者提案理由の説明を求めます。

向門管理者

議長。

松隈議長

向門管理者。

専門管理者

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

本日、ここに令和7年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしまして、令和7年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算、令和6年度一般会計及び介護保険特別会計決算認定など6議案について、ご審議をお願いすることといたしました。

本組合の介護保険を取り巻く状況について申し上げますと、令和7年6月末現在、人口は12万7,600人で、このうち65歳以上の人口は3万5,106人となっており、高齢化率は27.51%となっております。

本組合における要介護認定者数につきましては、6,174人、前年同月比で77人、率にして1.3%の増となっております。

また、要介護認定者の認定率は、約17.42%、前年同月比で率にして0.2%の増となっております。

今年度は、第9期介護保険事業計画の2年目になります。介護保険を取り巻く環境は、年々厳しさを増しておりますが、第9期介護保険事業計画に基づき、給付適正化や介護予防事業の充実などを図り、介護保険事業の適正かつ安定的な運営に努めてまいる所存でございます。

それでは、ご提案いたしました議案の概要を申し上げます。

令和7年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算につきましては、令和6年度決算に伴う国、県、各構成市町への返還金、基金への積立金などを計上いたしております。

次に、令和6年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額8,902万8,780円、歳出総額8,876万3,465円となっており、歳入歳出差引額は、26万5,315円となっております。

また、令和6年度介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額108億2,035万5,924円、歳出総額103億7,077万3,559円となっており、歳入歳出差引額は、4億4,958万2,365円となっております。

その他の議案につきましては、提案理由を記述しておりますので、説明を省略いたします。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては事務局より説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

松隈議長

日程第6、議案第8号、鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員についてを、議題とい
たします。

提案理由の説明を求めます。

向門管理者

議長。

松隈議長

向門管理者。

向門管理者

ただいま議題となりました、議案第8号の鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選
任につきまして、提案理由のご説明をいたします。

議案書の2ページをお願いいたします。

本組合監査委員につきましては、組合規約第13条第2項の規定により、組合の議
会の同意を得て、組合議員及び関係市町の副市町長のうちから選任することとなって
おり、関係市町の副市町長のうちからの監査委員につきましては、基山町副町長であ
った熊本弘樹氏を選任いたしておりましたが、本年4月に退任されたことから、現在
は欠員となっております。

前条の規定により、今回、後任として、上峰町副町長である戸高大輔氏を監査委員
に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

ではこれより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、鳥栖地区広域市町村圏組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することに決しました。

松隈議長

この度、監査委員になられました戸高監査委員よりご挨拶をお願いいたします。

戸高監査委員

ただいま、監査委員に同意いただきました上峰町副町長の戸高大輔と申します。

これから誠心誠意職務を遂行して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松隈議長

ありがとうございました。

松隈議長

日程第7、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

ただいま議題となりました、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

令和7年8月組合議会定例会議案書の3ページをお願いいたします。

本条例につきましては、本年3月の鳥栖市議会定例会において、鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例が改正され、従来、個人情報ファイル簿の対象が1,000人以上であったものをすべて対象とすることとなったことから、本組合においても同様の改正を行うものでございます。

なお、施行は公布の日とし、個人情報ファイル簿の作成及び公表につきましては、今後1年間の経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、鳥栖地区広域市町村圏組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決しました。

松隈議長

日程第8、議案第10号、令和7年度鳥栖地区広城市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

ただいま議題となりました、議案第10号、令和7年度鳥栖地区広城市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和7年度予算関係議案の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、令和6年度決算に伴う精算及び国、県、構成団体への返還を行うもので、歳入歳出予算それぞれに226万9,000円を追加し、予算総額を1億1,279万9,000円とするものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款4繰入金、項1介護保険特別会計繰入金、目1介護保険特別会計繰入金、節1介護保険特別会計繰入金、200万5,000円につきましては、令和6年度の低所得者保険料軽減に対する構成団体の負担金及び国庫支出金等の精算分を計上いたしております。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、26万4,000円は一般会計の決算に伴う繰越金として計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

款1運営費、項1運営費、目1運営費、節22償還金利子及び割引料、226万9,000円は、令和6年度決算に伴う国、県及び構成団体への負担金の返還金を計上いたしております。

なお、構成団体及び国等への返還額につきましては、右側の説明欄の通りでございます。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

はい、説明が終わりました。
これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。
本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。
議案第10号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。
よって議案第10号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）については、原案の通り決しました。

松隈議長

日程第9、議案第11号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

ただいま議題となりました、議案第11号、令和7年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和7年度予算関係議案書の5ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和6年度決算に伴う繰越金の整理が主なものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,958万1,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ110億8,513万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては18ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、4億4,958万1,000円につきましては、令和6年度決算に伴う歳入歳出差引額を繰越金として計上するものでございます。

19ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金、1億1,569万7,000円につきましては、令和6年度の決算によります繰越金の整理に伴う介護保険料余剰分の基金への積立金を計上しております。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節22償還金利子及び割引料、3億3,187万9,000円につきましては、令和6年度の決算による繰越金の整理に伴う構成団体への負担金返還金及び国庫支出金等返還金を計上いたしております。

20ページをお願いいたします。

項2繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、200万5,000円につきましては、令和6年度の決算によります低所得者保険料軽減負担金の構成団体への返還金及び国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

以上、介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第 11 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって議案第 11 号、令和 7 年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、原案の通り決しました。

松隈議長

日程第 10 、議案第 12 号、令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

ただいま議題となりました、議案第 12 号、令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算についてご説明いたします。

配布資料の令和 6 年度鳥栖地区広域市町村圏組合歳入歳出決算書の 1 ページ、 2 ページをお願いいたします。

令和 6 年度の本組合の歳入歳出決算会計別総括表でございます。

1 ページの表上段、一般会計の収入済額は 8,902 万 8,780 円で、不納欠損額、収入未済額はございません。

2ページに移りまして、支出済額は8,876万3,465円で、執行率99.7% 不用額26万6,535円となっております。

次に6ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出決算書でございます。

款別の歳入歳出額並びに歳入歳出差引額を記載いたしております。

歳入歳出差引額は26万5,315円となっており、全額、令和7年度への繰越金となっております。

続きまして、27ページ、28ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものについて、事項別明細書でご説明いたします。

まず歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金のうち、節1運営費負担金につきましては、主に議会運営など組合の運営経費に対する構成団体負担金でございます。

節2低所得者保険料軽減負担金は、低所得の被保険者に対する軽減にかかる費用を構成団体が負担したものでございます。

次に款2国庫支出金、款3県支出金につきましては、低所得者保険料軽減負担金として、国、県が負担したものでございます。

款5繰越金につきましては、令和5年度決算に伴う歳入歳出差引額であり、一般会計繰越金でございます。

以上、歳入合計8,902万8,780円となっております。

続きまして、31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

款1運営費は、本組合の規約などに基づく組合の管理運営に関する経費、具体的には、議会運営、監査、情報公開・個人情報保護審査会、出納事務、法令等の整備などに係る経費でございます。

節1報酬は、組合議員、監査委員、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬でございます。

節2給料は、管理者及び副管理者の特別職給料でございます。

節3職員手当等は、総務課職員の管理職手当と時間外勤務手当でございます。

節4共済費は、派遣職員や組合議員に対する公務災害補償等組合負担金などでございます。

節8旅費は、組合議員、監査委員等の出席費用弁償でございます。

節10需用費から節13使用料及び賃借料につきましては、主に消耗品費、追録代、印刷製本費、パソコンリース料などの事務費でございます。

節22 償還金利子及び割引料は、令和5年度決算に伴う負担金の精算による構成団体への返還金でございます。

節27 繰出金は、低所得者保険料軽減繰出金として、国、県、構成団体が負担した額を一般会計から介護保険特別会計へ繰り出し、介護保険給付費などの財源としたものでございます。

以上、歳出合計8,876万3,465円となっております。

これをもちまして、令和6年度一般会計決算の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

決算審査の結果について、平野達矢監査委員からの報告を求めます。

平野監査委員

議長。

松隈議長

平野監査委員。

平野監査委員

去る7月11日に、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算審査が行なわれました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認められました。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、決算審査報告といたします。

松隈議長

ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第12号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号、令和6度鳥栖地区広域市町村圏組合一般会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

松隈議長

日程第11、議案第13号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてを、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

ただいま議題となりました議案第13号、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定についてご説明いたします。

先ほどの決算書、1ページ、2ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明いたします。

収入済額108億2,035万5,924円、不納欠損額499万2,234円、
収入未済額1,521万5,543円となっており、予算に対する収入比率は100.
3%となっております。

歳出につきましては、支出済額103億7,077万3,559円、執行率96.
2%、不用額4億1,395万9,441円となっております。

14ページをお願いいたします。

款別の歳入歳出額並びに歳入歳出差引額を記載いたしており、歳入歳出の差引額は4億4,958万2,365円となっております。

こちらは全額、令和7年度への繰越金となっております。

37ページ、38ページをお願いいたします。

歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入の款1保険料は、65歳以上の方の介護保険料で、滞納繰越分を含めた全体の収納率は99.18%、前年度より0.11ポイント高くなっています。

款2分担金及び負担金は、介護給付、地域支援事業など各事業に要する諸経費に対し、均等割、人口割、保険給付割、高齢者人口割による負担割合で構成市町にご負担を頂いている負担金でございます。

市町ごとの負担額を備考欄の方に記載いたしております。

39ページ、40ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金につきましては、介護給付費のうち、施設介護給付費及び居宅介護給付費等に対しまして、国が負担したものでございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金は、後期高齢者加入割合等に応じて、国から交付されたものでございます。

目2及び目3地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対しまして、国から交付を受けたものでございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

目4保険者機能強化推進交付金は、国が、保険者が行う高齢者自立支援や重度化防止等に関する取組を評価し、更に推進することを目的として交付したものでございます。

目5介護保険保険者努力支援交付金は、国が、保険者が行う介護予防、健康づくりに関する取り組みを評価し、さらに推進することを目的として交付したものでございます。

次に款5支払基金交付金、項1支払基金交付金は、各医療保険者から、社会保険診療報酬支払基金に納付されました、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料について、各保険者に定率で交付されたものでございまして、目1介護給付費交付金は、介護給付費に対するもの、目2地域支援事業支援交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業に対するものでございます。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金は、介護給付費のうち、施設

介護給付費と居宅介護給付費等に対して、県が負担したものでございます。

項3 県補助金は、介護予防・日常生活支援総合事業とそれ以外の地域支援事業に対して、県から交付を受けたものでございます。

43ページ、44ページをお願いいたします。

款7 財産収入、項1 財産運用収入の目1 利子及び配当金は、介護給付費準備基金と介護保険円滑運営基金の預金利子でございます。

款8 繰入金、項1 基金繰入金、目1 介護給付費準備基金繰入金は、保険料の財源不足を補填するための基金であります介護給付費準備基金から介護保険特別会計への繰越金でございますが、保険給付費の減額により財源不足がなかったため、繰入金はございませんでした。

項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金は、低所得者の保険料負担の軽減のため、一般会計より繰り入れたものでございます。

款9 繰越金は、令和5年度の歳入歳出決算差引額でございます。

款10 諸収入につきましては、45ページ、46ページをご説明のページといたしております。

項3 受託業務収入は、鳥栖保健福祉事務所や鳥栖市福祉事務所からの介護保険受託業務収入であり、生活保護受給者の介護認定業務に伴う収入でございます。

項4 雜入、目2 第三者納付金は、交通事故などの第三者行為によりまして、介護状態となり、介護サービスを利用した場合の費用に係る損害賠償であり、損害保険会社へ国保連を通じて求償したものでございます。

目4 雜入は、会計年度任用職員の雇用保険料個人負担金などでございます。

以上、介護保険特別会計収入済総額、108億2,035万5,924円となっております。

続きまして歳出の主なものについてご説明いたします。

47ページ、48ページをお願いいたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の節1 報酬から節4 共済費までの主なものにつきましては、介護保険運営協議会などの委員報酬、職員の時間外勤務手当並びに会計年度任用職員の人事費などでございます。

節12 委託料は、介護保険庁舎の警備、清掃委託料、介護保険システム維持管理業務委託料、システム保守、改修業務委託料などでございます。

49ページ、50ページをお願いいたします。

節13 使用料及び賃借料は、介護保険システム、財務システムその他機器の賃借料や使用料でございます。

節1 8 負担金補助及び交付金は、全国介護保険広域化推進協議会などへの負担金でございます。

続きまして、目2賦課徴収費につきましては、保険料の賦課徴収のための事務経費で節1報酬から節8旅費につきましては、会計年度任用職員に対する人件費、費用弁償でございます。

節10需用費から節13使用料及び賃借料につきましては、封筒代、パンフレット代、郵便料、保険料当初賦課封入作業委託料など、保険料の賦課徴収のための事務的経費でございます。

51ページ、52ページをお願いいたします。

目3保険給付費事業支給費は、介護保険サービス給付事務に係る諸経費でございます。

目4地域密着型サービス事業費は、地域密着型サービスに係る事務的諸経費でございます。

項2介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、介護認定審査会の委員報酬、旅費、認定審査会システムの保守委託料及び借上料などの事務的諸経費でございます。

53ページ、54ページの目2認定調査費等は、介護認定に要する認定調査員などの会計年度任用職員の人件費、主治医意見書手数料、外部委託の訪問調査委託料などの介護認定調査に係る諸経費でございます。

款2保険給付費は、介護保険サービス利用に伴います保険給付に要する経費で、令和5年度と比べ3.0%増の90億1,400万3,676円となっております。

内訳としましては、項1介護サービス等諸費は、要介護者の介護保険サービス利用に伴います保険給付費で、令和5年度に比べ2.7%増の83億593万4,875円となっております。

55ページ、56ページの介護サービス給付の増額となった主なものとしまして、目3地域密着型介護サービスの給付費が、令和5年度と比べ4.8%の増、目5施設介護サービス給付費が5.3%の増となっております。

目7居宅介護福祉用具購入費以降につきましては、要介護認定を受けておられる方の福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画などに対する給付費でございます。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援者の介護保険サービス利用に伴います保険給付費で、令和5年度と比べ、10%の増の3億7,343万9,488円となっております。

介護予防サービス等諸費の増額となった主なものとしまして、目1介護予防サービス給付費において、通所リハビリ、訪問看護、ショートステイなどの介護サービスに

対する給付費が9.6%増となっておるところでございます。

57ページ、58ページをお願いいたします。

項3高額介護サービス等費は、ひと月当たりの利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

項4高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療費と介護費の利用者負担が負担限度額を超えた部分をサービス費として支給したものでございます。

59ページ、60ページをお願いいたします。

項5特定入所者介護サービス等費は、低所得者の入所者に対して、施設入所の居住費や食費等の負担軽減分を給付するものでございます。

款3地域支援事業費は、高齢者の介護予防や地域での生活自立支援を目的とした事業でございます。

令和5年度と比べ、1.7%増の6億5,642万1,218円となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、第1号訪問事業、通所事業、生活支援事業につきましては、要支援者または介護認定を受けていないが、介護予防や生活支援が必要な高齢者を対象とする事業費でございます。

節12委託料の通所型サービスC事業所委託料につきましては、要支援者の機能回復を目的とした短期集中リハビリでございます。

また、構成市町委託料につきましては、鳥栖市では配食サービス、基山町では住民主体によります通所サービスなどを実施しております。

なお、みやき町と上峰町につきましては、当該委託事業とは別の一般介護予防事業の構成市町委託料で、その分の予算を配分して実施されております。

61ページ、62ページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金は、介護予防・生活支援サービス事業費の保険給付に相当する分を負担するものでございます。

目2介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防に向けたケアプラン作成にかかる諸経費及び給付費でございます。

次に、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費は、高齢者を対象に介護予防事業を実施するための経費で、専門職の会計年度任用職員の人件費など、事務費及び委託料でございます。

節12委託料の構成市町委託料につきましては、構成市町が実施されます一般介護予防事業として、介護予防教室、運動教室、認知症予防教室などを実施する委託料でございます。

その他、介護予防講演会に係る委託料、また、要介護者等の重度化防止等を目的に、給付の状況、サービス提供事業者の状況等を調査分析する一般介護予防評価事業委託料などでございます。

63ページ、64ページをお願いいたします。

項3包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費は、7ヶ所の地域包括支援センターに要する経費で、会計年度任用職員の人事費や需用費、役務費などの事務費及び地域包括支援センターへの業務委託料などでございます。

65ページ、66ページをお願いいたします。

目2任意事業費は、介護事業所の給付適正化、家族介護者支援、高齢者の地域における生活支援などに要する経費で、会計年度任用職員の人事費、需用費、役務費及び委託料などでございます。

節12委託料のうち、構成市町委託料は、介護用品支給、認知症サポーター養成、高齢者の見守り、配食サービス事業など市町がそれぞれの実情に応じて事業を実施しております。

目3地域ケア会議推進事業費は、高齢者の自立支援のため、個別ケースの課題解決を検討する地域ケア会議の事務費で、医療・介護の専門職の謝金や需用費でございます。

67ページ、68ページをお願いいたします。

目4在宅医療・介護連携推進事業費は、医療と介護の関係機関の相談窓口の設置と連携強化の体制整備を推進するための事務費や委託料でございます。

主なものは、鳥栖三養基医師会に委託しております、在宅医療・介護連携推進業務委託料などでございます。

目5生活支援体制整備事業費の主なものは、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターや構成市町に配置し、高齢者の生活支援体制づくりを行うための事務費や委託料でございます。

目6認知症総合支援事業費につきましては、69ページ、70ページでご説明をいたします。

本事業費は、認知症地域支援推進員を地域包括支援センターや構成市町に配置し、必要な医療、介護及び生活支援サービスの支援体制をとるための事務委託料でございます。

款4保健福祉事業費、項1保健福祉事業費、目1保健福祉事業費は、高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化等に要する経費でございます。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金につきましては、

保険料の余剰金や利息を積み立てまして、財源不足の際に取り崩しを行うために設置した基金への積立金でございます。

積立金の内訳は、令和5年度の決算で発生した保険料の余剰金及び預金利子を積み立てたものでございます。

71ページ、72ページをお願いいたします。

目2介護保険円滑運営基金積立金は、介護保険事務的経費に充てるものであり、利息額のみを積み立てております。

款7諸支出金、項1償還金利子及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、過年度の介護保険料還付金でございます。

目2償還金は、令和5年度分の構成団体への負担金返還金及び国庫補助金等への返還金でございます。

目3第1号被保険者保険料還付加算金は、目1保険料還付に際し、還付までに要した期間分の利子を加算したものでございます。

項2繰出金は、令和5年度の低所得者保険料軽減負担金の構成団体負担金の精算金でございますが、精算はございませんでした。

以上、介護保険特別会計、支出済総額103億7,077万3,559円となっております。

続きまして、基金につきましてご説明をいたします。

81ページをお願いいたします。

高額介護サービス費等支払貸付金につきましては、高額介護サービス費の支給が見込まれます被保険者に対し、費用を支払うための資金を無利子で貸し付ける制度でございますが、令和6年度中の増減はございませんでした。

次に、介護給付費準備基金につきまして、財源不足が生じた際、取り崩して充当するための基金でございます。

前年度末残高が11億988万4,034円、決算年度1億4,021万3,180円を積み立てました。なお、取り崩し額は0円といたしております。

結果、増減高は1億4,021万3,180円、年度末現在高12億5,009万7,214円となっております。

介護保険円滑運営基金は、介護保険事業の円滑な運営のために、事務的経費に充てるもので、令和6年度は、利息分840円のみを積み立てました。年度末現在高423万3,169円となっております。

以上で、令和6年度介護保険特別会計決算認定についてのご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

それでは、決算審査の結果について、平野達也監査委員からの報告を求めます。

平野監査委員

議長。

松隈議長

平野監査委員。

平野監査委員

介護保険特別会計決算監査報告をいたします。

去る7月11日に、令和6年度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算審査が行なわれました。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、現金出納簿、銀行通帳及び残高証明書等と照合した結果、適正に処理されているものと認められました。

なお、決算書の末尾に決算審査意見書を添付いたしております。

以上、決算審査報告をいたします。

松隈議長

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

まず、ちょっと、今説明を受けて、新たに思ったところがあるんでそこ、簡単な質問です。

55ページの一番上ですね、目3地域密着型介護サービス給付費。補正予算でどんと落ちて、最終的に不用額がまた、7,300万になります。

ここ、この流れの説明を、ひょっとしたら、さっき聞き逃したかもしれませんけど、説明をお願いします。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

成富議員のご質問にお答えをいたします。

こちらの地域密着型介護サービス給付費予算の動きにつきましては、大きく影響しておりますのが、認知症対応型グループホームの状況でございます。

令和5年度に新設されたグループホームがございまして、令和6年度中につきましては、入所者が増加する見込みということで予算をつけておりました。

ただ、その中で、新設をされたものの、ユニットと申しますけれども、1ユニット9人で運営されておりますが、当初、2ユニットを整備されている施設が、1ユニット稼働しなかったというようなこともございまして、実際に想定しておりました入所者数まで達しておりませんでした。

そのために、決算額としましては想定した部分まで達せず、不用額が発生している状況でございます。

以上でございます。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

かなり金額が大きいからですね、さっきの説明の中ででもですね、不用になった理

由はそこまでは触れておられなかつたでしよう。

簡単にこの動きについて、もうちょっと説明を加えて欲しかつたなあと思います。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

成富議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど言いました令和5年度に新しくでき上がつたということで、最終的に令和6年度はですね、令和5年度に比べまして5%増の253人が年間延べ利用者としては増えております。

ただし、先ほど申し上げました理由によりまして、満床にならなかつたということからも、給付見込み額を下回つたという状況でございます。

以上でございます。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

ちょっと用意しとつた質問の方に移りたいと思いますが、ごめんなさい、今申し上げたのは、決算の説明をさつきされたでしょ。

その中で、こういう大きな動きがあるやつについては触れて欲しかつたなあということです。もう要望です。

それでは、ちょっと質問を今回は大きく2つします。

1つは、決算書の53ページ 款2項1目1節18、居宅介護サービス給付費の中の訪問介護サービスについて、訪問介護サービスにおける介護報酬引き下げの影響についてお尋ねをします。

今年2月の定例会でですね、予算審査の際に、訪問介護報酬引き下げのサービス事業者への影響について尋ねました。引き続きですね、このことについて、今それが現状はどうなってんのか。

全国のいろいろな報道を見ますとですね、事業所、いわゆる訪問介護サービス事業所が、その1つの市、町ですよね、全くない自治体が増えてきていると。それがさらに増えてきているということで、大変危惧しておりますが、鳥栖広域の現状はいかがでしょうか。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度に国の介護報酬の改定がございまして、サービス全体ですけども1.59%の引き上げが行われましたが、訪問介護につきましては、基本報酬が約2%引き下げられております。

一方で、介護職員等の処遇を改善するための関連加算が新たに福祉・介護職員等処遇改善加算として一本化され、最大24.5%の加算が取得できるような状況になっております。

処遇改善加算の昨年度末における取得の状況につきましては、圏域内の訪問介護事業所全体の取得率は100%、そのうち加算率が高い加算Ⅰ及び加算Ⅱの取得率は75%でありまして、事業所における処遇改善の取り組みが進んでいることがうかがえる状況でございます。

令和6年度決算におきまして、こういった訪問介護に係る給付費の1件当たりの単価は、令和5年度と比較して3.9%の増加となっているところでございます。

議員よりご質問いただきました圏域内の訪問介護事業所の休廃止の現状といたしましては、令和6年度末時点で、事業所数は31事業所ございます。

そのうち、休止している事業所が2件、令和6年度中に廃止された事業所はございませんでした。

令和7年度に入り、8月現在において、休止が3件、廃止が3件でございます。

なお、事業の休廃止をしようとする事業者につきましては、利用者等に対しまして、継続したサービスの提供が行われるよう、他事業者と調整を行うことが義務づけられており、本圏域内の休廃止につきましても、他の事業者でのサービス提供の引き継ぎが行われたということを確認いたしております。

報酬改定の影響につきまして、昨年度、国において「介護報酬改定の効果検証及び調査研究調査」が実施されております。

そのうち「地域の実情や事業所規模等を踏まえた持続的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業」の中のアンケートにおきまして、67%の訪問介護事業所が、職員の充足状況について「不足している」と回答されております。

経営について感じる課題について、約5割が従業員の平均年齢が高いこと並びに経営に十分な人材が確保できていないことと回答されております。

現在、こうした状況に対する支援としまして、国は、令和7年度に人材確保の体制を構築するための支援、経営改善支援を行うための「訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金」を新設されております。

また、賃上げに向けた取り組み等に必要な緊急措置としまして、処遇改善加算を取得し、生産性向上に向けた取り組みを行っている事業所に対しまして、常勤の介護職員1人当たり5万4,000円相当の一時金を補助する「介護人材確保・職場環境改善等事業」を行っており、申し込みにつきましても、締め切りを5月から10月末まで延長されているところでございます。

本組合としましても、事業所に対し、上位の処遇改善加算の取得等について啓発・支援を行うとともに、報酬体系や処遇改善等の介護報酬の引き上げ等につきましては、引き続き全国介護保険広域化推進会議等を通じて、国に要望をして参りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

最後の方は、私が求めてる質問ではなかったんですけど、最終的にはそういうふう

にやって欲しいんですが。

これ、ちょっとおさらいのようになりますけど、されてる内容で言いますと、訪問介護では令和6年度の報酬改定で、基本報酬ですよね、さっきいろいろ言われましたけど、基本報酬がマイナス2.4%だった。

理由について、厚労省は2022年度の経営実態調査で、訪問介護の利益率が7.8%と他のサービスよりも高かった点などを挙げていた。

ただ、これについては、サービス付き高齢者向け住宅、サ高住とかいうそうですけど、などを、こういうところはもう、効率的にずっと、1つの建物の中をして、訪問介護サービスができる。

そういうところの事業者が、利益率を押し上げているとの指摘が今、出てきていると。

一方で、地方を中心に利用者宅を1件ずつ回る事業所などからは、抗議の声も上がっていたとあります。

会合では、訪問介護に関する調査項目の追加を評価する声が相次いだ。

今、訪問介護の事業所の倒産件数が、一番、過去最多という報道もなされており、それでですね、こういう状況を、まず、やっぱり言うなら、国自身がですね、今申し上げた報道の内容は、社会保障審議会介護給付費分科会の内容だと私は認識しておりますが、国もこれを受けてですね、さっき申し上げた効率のいいサービス付き高齢者向け住宅、それとそれじゃない地方を中心に利用者住宅を1軒ずつ、自転車もしくは車でとかそういうところを分けて調査してくださいと、こういうところは、車で行けば、今やったらガソリン代なんかも高くて、そういうのも経営を圧迫している1つの要因になっている、ひいては、倒産の要因になっているというふうに言われています。

そこでちょっとお尋ねなんんですけどね、今、お答えがあった鳥栖広域の訪問介護事業所の休廃止について、その理由についてもう少し詳しく教えてください。

また、2月議会の場で、私は鳥栖広域独自でもですね、事業者への丁寧な聞き取り、いわゆる実態調査をする必要があるのではないかということを申し上げましたが、その後、それについてはどうされたのか、お答えをお願いします。

森岡介護保険課長

議長。

松隈議長

森岡介護保険課長。

森岡介護保険課長

成富議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、鳥栖広域圏内の訪問介護事業所の休廃止について、現状を申し上げました。

今年度における3件の休止の理由につきましては、いずれも介護従事者の人員不足によるものでございます。

また、廃止の理由につきましては、休止中でありました事業所が再開の見込みが立たないということで廃止になったもののほか、圏域外への移転がございました。

ご質問の中で言われました鳥栖広域独自の実態調査につきましては、来年度実施を予定しております、介護保険第10期事業計画策定に向けた実態調査の中で、圏域内の事業所の実情を把握して参りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい。

独自の調査はやっていないということでした。

それでですね、お答えいただいたんですけど、休止の事業所が再開の見込みが立たず廃止になったその理由を私ちょっと尋ねていたんですよね。

やはり、報酬の引き下げによる採算が取れないようになったとか、そういうことが具体的には聞きたかったということを、申し上げておきます。

それと、これについてはですね、その調査については、厚労省も一定の先ほど申し上げたように、反省してというか、調査やっているようですけれども、やはり、やっぱり現場の実態をですね、もう少し、組合自身としてもなんていいますかね、実際、現場での声を聞いて、それを基に、厚労省、先ほど、広域の組織で国にもいろいろ申していくような話もありましたけど、ぜひ、やっぱり実際目で触れて、実際の現場の声を聞いていただきたいなっていうのを強く思います。

では次の質問です。

次はですね、決算書81ページの、基金が3つありますが、その中の介護給付費準備基金についてお尋ねをします。

まず、介護給付費準備基金の推移を見ますと、先ほども説明の中でもありましたけども、令和2年度末、これは議員勉強会でいただいた資料で見ると、4億6,289万1,089円だったものが、令和6年度末で12億5,009万7,224円。

そして、令和7年度補正の積立金1億1,569万7,822円、これまで加えますと、補正予算時点での基金の合計は全部で13億6,579万5,036円にもなるわけですね。

これも事前に確認してるので間違いないと思いますが、端的にですね、この増え方、そして基金の、この今の現在高、このことについての執行部の認識を確認したい。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

成富議員のご質問にお答えいたします。

介護給付費準備基金は、介護保険料の財源である65歳以上の第1号被保険者の保険料の余剰金などを積み立て、介護給付費の財源不足時に取り崩して充当するために設置された基金でございます。

令和2年度以降における基金増加の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、介護給付費が介護保険事業計画の見込み額を大幅に下回ったこと、加えて、第1号被保険者の認定者に関して、計画値より軽度認定者数は上回り、より給付費が必要な中、重度認定者数が下回ったことなどから、令和6年度決算における介護給付費が計画に基づく当初予算と比較して5%減となり、財源不足とならなかつたことが主な原因であると考えております。

その結果、介護給付費準備基金が増加し、現在の基金残高になったものと認識しているところでございます。

以上お答えといたします。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

準備金つちゅうのはどういうものかっていう説明をしていただきましたが、私が尋ねたのはそうではなくてですね、端的に言うと、いやこれぐらいいるんですよという立場なのかそれとも、ちょっとやっぱり貯まり過ぎたねっていうふうに思っておられるのか、そういうところをお尋ねしたかったんですけどね。

そういう答えは残念ながらありませんでした。

もう、次のところで、ひょっとしたらお答えいただけるかもしれないんで、そのまま次の質問をしますけど。

私の認識では、たまり過ぎてると思っています。

たまっているっていう私の認識ですね。

それで、ならばこの基金をもっと有効に何か使えないかと、活用できないかということを思っています。

何か方策はないのだろうかということを思って、それでですよ、先ほど質問しました介護報酬の引き下げによる事業所の今の、この、事業所が大変な状況にあるっていうことに対する支援なんかできないのかなというのを思っています。

例えば、新潟県の村上市、それから岩手県の宮古市、こういうところでは、財政的支援などをやっています。例えばですね。

それから、この頃見たやつでは、何か東京の品川区だったかな、そういうところでもやってる。いうことをちょっとニュースで見ました。

やはりですね、私は、そういう今困っておられる、特に、もともとの報酬引き下げが、ちょっと根拠のないといいますか、本来は報酬を引き上げるべきところを、引き下げてしまった国の責任などを考えればですね、やはり、何か単独でも、この広域でできることがないのかと思います。

もちろん、基金はさっき言ったようにいやこれぐらい貯めておくのは当たり前だから、これでも足りないんですよと貯めておかないといかんのですよということであれば、そのように答えてもらっても構いませんので、答弁をお願いします。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

成富議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘ございました、サービス事業者への財政的支援などにつきましては、一義的には国による適正な介護報酬改定等が必要であると考えておりますが、介護給付費準備基金の活用方法につきましては、中長期的な課題を含めた他保険者における当該基金の活用状況等も踏まえ、調査研究して参りたいと考えております。

以上お答えといたします。

成富議員

議長。

松隈議長

成富議員。

成富議員

はい。じゃ、ちょっとさ、質問はもう終わりますけど最後に。今、調査研究とか言われましたけども、調査研究ちゅうのはかなり悠長なときに使う言葉だと私は捉えております。そうじゃなくて、今困っておられるんですから、そういうときに使えないかっていう意味なんです。

休止が3件、廃止が3件ということでしたよね。

前回聞いたときよりも増えています。

保険あってサービスなしといった状況は絶対に避けなければなりません。

もし、基金を使えるのであれば、そのことに限らずでもいいですので、積極的に対応すべきということを申し上げて質問を終わります。以上です。

松隈議長

他にありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第13号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和6度鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険特別会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

松隈議長

それではここで資料配布のため休憩いたします。

(15:45休憩)

[議案第14号 鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議長に提出]

(15:50開議)

松隈議長

それでは再開いたします。

休憩前に引き続き会議を続行いたします。

只今、お手元に配布のとおり、議案第14号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例及び議案第15号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

松隈議長

日程第12、議案第14号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

末次副議長

議長。

松隈議長

末次副議長。

末次副議長

それでは、議案第14号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明いたします。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、関係条例を成立する必要があるため、改正するものでございます。

よろしくお願ひいたします。

松隈議長

はい、説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

本案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第14号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、鳥栖地区広域市町村圏組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案の通り決しました。

(15:55休憩)

[議案第15号 鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議長に提出]

(16:00開議)

松隈議長

日程第13、議案第15号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大石事務局長

議長。

松隈議長

大石事務局長。

大石事務局長

ただいま議題となりました議案第15号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

追加議案第15号をお願いいたします。

本条例につきましては、設置の目的として、第2条第4号に議会の個人情報の保護に関する条例の条文を参照している文言があり、その条文が、先ほどご審議いただきました議案第14号の改正により、条ずれとなることから併せて改正を行うものです。

なお、本条例につきましては、公布の日を施行日といたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

松隈議長

説明が終わりました。

それでは、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

質疑を終わります。

法案は、討論を省略して直ちに採決を行います。

議案第15号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

松隈議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、鳥栖地区広域市町村圏組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例は、原案の通り決しました。

松隈議長

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和7年8月鳥栖地区広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

(1 6 : 2 3 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

松隈清之

議員

和田晴美

議員

寺崎太彦